

《農地の利用目的の変更届》

- ★受付は、随時とします。
 ★届け出ても許可書等は発行されません。
 ★提出部数は、【正 1 部】です。

一部変更 の 場 合	分筆を伴わず農地一部の利用目的を変更する場合、有資格者が作成した地積測量図を添付
土地の登記 事項証明書	<法務局>全部事項証明書 ①原則として、相続登記終了後に申請 ②届出人の現住所が登記の住所と相違する場合、住民票を添付
位 置 図	申請地の位置及び周囲の状況の図面 申請地を赤で表示し、方位を記入
字 限 図 又は地籍図	<法務局> ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の氏名を記載し押印 ・隣接地の地目を明示、農地の場合は、土地所有者・耕作者も明示 ・申請地及び里道を赤、水路を青で明示し、方位を記入
同 意 書	① 農会長、取水又は排水に係る水利管理者 ② 隣接した農地がある場合、隣接地の所有者、耕作者
現 況 写 真	申請地を赤で表示し、撮影年月日、撮影方向等を記入
営農計画書	変更後の営農計画を添付（様式自由） （様式内に記入できる場合は様式内に記入）
注意事項	① 農地の埋め立てには良質土を使用すること ② 盛土等の工事を行う場合、周辺水路や農地に配慮すること ③ 届出を行った農地は速やかに畑に変更して農地として利用すること ④ 面積が 1000 m ² 以上かつ盛土の高さ 1 m 以上の埋め立て行為については、県民局環境課への届出を行うこと ⑤ <u>農業以外の他の目的には絶対に使用しないこと</u>